

川内原子力発電所における安全性向上に係る資機材置場の整備について

原子力規制委員会は、平成25年2月6日に「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」を示されました。この中で、シビアアクシデント対策、テロ対策における基本方針として、可搬設備での対応を基本とし、恒設設備との組み合わせにより信頼性をさらに向上させることが要求されています。

当社は、安全性向上のために必要な対策は、新安全基準の施行を待たずして対応するという方針のもと、鋭意取組みを進めているところであり、川内原子力発電所においては、可搬設備等の資機材を配備するための置場の整備工事を行うこととしました。

整備工事は、関係法令に係る届出後に実施します。また、工事実施にあたっては、安全確保を最優先に取り組んでまいります。

1. 目的 新安全基準対策用資機材置場の整備  
(移動式大容量ポンプ車等)
2. 整備概要 資機材を配備できるよう発電所敷地の一部を整備する。
  - ・ A地点：約8,300m<sup>2</sup> (EL+25m)
  - ・ B地点：約6,400m<sup>2</sup> (EL+33～38m)
3. 実施時期 平成25年4月 ～ 平成25年6月 (予定)
4. 整備箇所位置図

